

川崎港長期構想検討委員会設置規約

(名称)

第1条 この会は、川崎港長期構想検討委員会（以下「委員会」という。）と称す。

(目的)

第2条 委員会は、川崎港に対する諸要請と今後果たすべき役割などを踏まえ、長期的視野に立った川崎港の将来像やその実現に向けた取組の方向性等を検討する。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員で構成する。

2 委員は、別表第1に掲げる者とし、公益社団法人日本港湾協会（以下「日本港湾協会」という。）が委嘱する。

3 委員の任期は、委嘱の日から最終の委員会終了後までとする。

(委員長)

第4条 委員長は、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を統括し委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。

3 委員（学識経験者から選任された委員を除く。）がやむを得ない事由により委員会に出席できないときは、代理の者を当該委員に代わって出席させることができる。

4 委員長が必要と認めるときは、本委員会の委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(オブザーバー)

第6条 委員会には、円滑な議事進行を図るため、関係する組織の者等を出席させることができる。

(情報公開)

第7条 委員会は原則として公開とする。

2 委員会の撮影、収録については、冒頭のみこれを認める。

(事務局)

第8条 委員会には事務局を置くものとし、委員会の運営に関する事務を行う。

2 事務局は、川崎市港湾局港湾経営部経営企画課及び日本港湾協会に置く。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

附則 この規約は、令和3年11月29日から施行し、目的を達成したときにその効力を失う。

別表第1 川崎港長期構想検討委員会 名簿

(敬称略、五十音順)

区分	氏名	所属	職名
学識経験者	押田 佳子	日本大学理工学部	准教授
	須野 原 豊	公益社団法人日本港湾協会	理事長
	中村 由行	横浜国立大学大学院	元教授
	平野 創	成城大学経済学部	教授
	吉江 宗生	国立研究開発法人港湾空港技術研究所	特別研究主幹
	渡邊 豊	東京海洋大学大学院	教授
港湾関係者	岩山 眞士	川崎商工会議所	副会頭
	北 篤彦	公益社団法人川崎港振興協会	専務理事
	小泉 幸洋	NPO法人産業・環境創造リエゾンセンター	専務理事
	鈴木 健之	横浜川崎国際港湾株式会社	企画部長
	高橋 哲也	川崎臨港倉庫埠頭株式会社	代表取締役会長
	武田 直登	ENEOS株式会社川崎製油所	副所長
	田中 章夫	川崎港湾労働組合協議会	議長
	塚本 淳一	株式会社東扇島物流センター	代表取締役社長
	中井 英樹	一般社団法人日本船主協会	
	西 修一	川崎港運協会	会長
	原田 津一	東扇島総合物流拠点地区協議会	会長
	町口 恒	株式会社ロジスティクス・ネットワーク東扇島物流センター	所長
国の地方行政機関	衛藤 謙介	国土交通省関東地方整備局港湾空港部	部長
	箕作 幸治	国土交通省関東地方整備局京浜港湾事務所	所長
	森 征人	海上保安庁第三管区海上保安本部横浜海上保安部	部長・京浜港長
オブザーバー	山本 貴弘	国土交通省港湾局計画課	港湾計画審査官